

3 分配時調整外国税相当額の控除

【新設】(外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除)

20-7-3 恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合の法第 144 条の 2 の 2 第 1 項《外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除》の規定の適用に当たっては、第 16 章第 3 節の 2《分配時調整外国税相当額の控除》の取扱いを準用する。

【解説】

1 平成 30 年度の税制改正において、分配時調整外国税相当額の控除制度（以下「本制度」という。）が創設されており、恒久的施設を有する外国法人向けの本制度については、内国法人向けの本制度（法 69 の 2）とは別に法令の規定が定められている（法 144 の 2 の 2）。

当該規定においては、恒久的施設を有する外国法人が各事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合（恒久的施設帰属所得に該当するものの支払を受ける場合に限る。）には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税相当額につき内国法人と同様の方法により計算した金額を、当該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所得に対する法人税額から控除することが規定されている（法 144 の 2 の 2 ①、令 201 の 2）。

このように、外国法人向けの本制度の損金不算入の取扱い等の仕組みは、内国法人との取扱いの公平性・整合性の観点から、内国法人向けの本制度の仕組みと同様とされている。

2 このことから、本通達では、外国法人向けの本制度において、内国法人向けの本制度について定めている法人税基本通達第 16 章第 3 節の 2《分配時調整外国税相当額の控除》の取扱いを準用することを明らかにしている。

なお、恒久的施設帰属所得で本制度の適用がある場合の分配時調整外国税相当額の控除の対象となる金額は、その元本を有していた期間に対応するものとして計算される金額とされている（令 201 の 2 ②）。この「その元本を所有していた期間」については、外国法人に係る所得税額の控除において定めている取扱い（基通 20-7-1《配当等に係る所得税控除額の所有期間按分》）と同様になるのであるが、本通達で準用する法人税基本通達第 16 章第 3 節の 2 の中に法人税基本通達 20-7-1 と同旨の取扱いは含まれていないため、別途、次の法人税基本通達 20-7-4《集団投資信託の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額の控除額の所有期間按分》において、同旨の取扱いを定めている。